6月の授業と特例休会受付について

緊急事態宣言が解除され、神奈川県の営業自粛要請も解除となりました。
宣言は解除となりましたが、引き続き新型コロナウイルスへの感染防止対策を行い、
6月１日より、こども美術教室・絵画教室、おとな（一般）絵画教室の授業を再開いたします。

6月の休会の期日は5月25日となっておりますが、引き続きの休会を希望される場合は
3月・4月に引き続き、メールフォームにて6月特例休会届を受付いたします。休会を希望する方は下記の内容をご確認頂き、6/10までにメールフォームより特例休会届を送信してください。

★6月の授業期間

おとな（一般）絵画教室6/1〜28　こども美術教室は6/2〜28、こども絵画教室は6/3〜28

★授業料について

おとな（一般）絵画教室
・3月特例休会申請分、4月分休校分の授業料は6月に充当いたしますので、6月は口座振替はありません。
・休会申請をせず、お休みした分は期限を設けず振替受講に対応いたします。ご安心ください。
・5月まで正規休会をされていた方、休校・特例休会分のお預かり分がない方、オンライン授業を受講されお預かり分がない方は
6月17日に6月分の口座振替となります。

こども美術教室
・3月・4月の特例休会をお申し込みの方は　→　休会分を6月分に充当しますので、6月の口座振替は停止となります。
・4月の休校前に1回受講された方　→　6/17の口座振替は差額の2420円の口座振替となります。
・3/28・29の外出自粛要請期間の欠席分は別途振替日を設定せず、振替授業を受けていない方は次回の授業料を欠席分を
　引いた差額とさせていただきます。
・5月のオンライン授業受講・3・4月の出席状況により6月の金額がかわります。ご不明点は個別にお問合せください。

こども絵画教室
・3月・4月の特例休会をお申し込みの方　→　休会分6月分に充当しますので、6月の口座振替は停止となります。
・4月の休校前に1回受講された方　→　6/17の口座振替は差額での口座振替となります。
・3月のお休みした分は期限を設けず振替受講に対応いたします。ご安心ください。
　＊振替受講の際はいつも通り、ご連絡の上いらしてください。お席に空きがあるかどうかの確認が必要です。

ーーー
★6月特例休会については下記の事項をお読み頂き、ご了承の上、メールフォームで届出をしてください。
ーーー
6月分の授業料は、下記の様になります。

3〜5月の特例休会・休校分の授業料をお預かりしている場合は、7月の授業料に充当いたします。（6月の口座振替はありません）

6/17の口座振替分は、7月の授業料に充当し、7月分（7/17）の口座振替を停止いたします。お手続きの期日を過ぎての特例での
手続のため、復帰後の月に充当する手続になります。返金はできませんので、ご了承ください。

＊今回の措置は引き続き、緊急事態宣言の特殊な状態のため行いますが、7月以降の休会・変更・退会のお手続きは、今まで通り受付での書面によるお手続きになります。前月の25日までにお手続きをお願いいたします。（お電話、メール等でのお手続きはできません）
期日を過ぎてのお手続きはできません。

ーーー
＊今後、新たな対処が必要になった場合、LINEとホームページでお知らせいたします。
ーーー

2020.5.26　鶴見アトリエアリス